

令和8年度 高齢者新型コロナウイルスワクチン定期接種 自己負担額及び一部免除・全額免除のお知らせ

別紙

1 新型コロナウイルスワクチン接種に係る自己負担額

区分	対象者	自己負担額
一般	「市民税非課税世帯」及び 「生活保護受給世帯」以外の人	医療機関設定額から 3,960 円を差し引いた額
市民税非課税世帯 (一部免除)	市民税非課税世帯に属する人	8,000 円 ※モデルナ社「エムネクスパイク」 を接種する場合は 7,000 円
生活保護受給世帯 (全額免除)	生活保護受給世帯に属する人	無料

2 必要な手続き

市民税非課税世帯(一部免除)

(1) 接種時に必要書類を接種する医療機関に提出することで一部免除を受けられます。

必要書類	留意点
「介護保険料額決定通知書の写し」 又は 「介護保険料額変更通知書の写し」 ※いずれも、「対象者氏名」及び「保険料段階」 が記載されている面の写しが必要です。 ※毎年7月に市から送付しています。	・必要書類は令和8年度のものを確認し、接種後の書類提出 による払い戻しはできません。 ・原則、「保険料段階」に第1段階、第2段階、第3段階のい ずれかが記載されている人が該当します。 ・令和8年度は「保険料段階」が第4段階以上でも市民税非課 税世帯の場合がありますので、該当する場合は、(2)の事前 手続きをお願いします。 ・医療機関ではコピー等はできませんので、事前に写しを取 り、持参してください。

(2) 非課税世帯の人で必要書類を紛失した、65歳の誕生日前で必要書類が届いていない、
「保険料段階」が第4段階以上で非課税世帯の人は、以下の【事前手続き】が必要です。

生活保護受給世帯(全額免除)

(3) 生活保護受給世帯の人は、以下の【事前手続き】が必要です。

~~~~~ 【事前手続き】 ~~~~~

- ・接種を受ける前に、ご本人による手続きが必要で、接種後の手続きや払い戻しはできません。
- ・健康課窓口と同封の「令和8年度 新型コロナウイルス感染症 予防接種予診票」と「本人確認がで  
きる書類」を持参し、一部免除又は全額免除の印をもらってください。
- ・ご本人が窓口に来ることができない場合は、手続きに本人署名が必要なため、事前に市ホームペ  
ージを確認、又は健康課にお問い合わせください。

事前手続きの詳細は、右の QR コードを読み取るか  
白井市ホームページ「新型コロナワクチンの定期接種について」で検索



【問合せ・窓口】 白井市健康課(保健福祉センター3階) TEL:047-497-3495